

国有林の地域別の森林計画(案)に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

(渡島檜山森林計画区)

北海道森林管理局

本森林計画区における国有林の地域別の森林計画について、森林法第7条の2第4項において適用する同法第6条第1項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、学識経験者及び関係行政機関等から示された意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

なお、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
・ I 2 (4)	林道の開設又は拡張の計画量について、実態に即した数値を設定すべき。	1	そのようにしていく考えです。
・ II 第3 6 (1)	文中に労働環境整備についても記載すべき。	3	ご指摘を踏まえ、II 第3の6 (1)「～機械化の促進等の指導を図る。これらを通じて、～」を「～機械化の促進や労働安全衛生対策等の指導を図る。これらを通じて、～」に修正します。
・ II 第3 6 (3) ・ II 第6 2	樹木・木製品の炭素固定能力と地球温暖化対策の関係性についても記述すべき。	3	<p>ご指摘を踏まえ、下線部を加筆します。</p> <p>・ II 第3 6 (3) 「流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。 また、<u>住宅や家具等としての木材の利用は炭素の長期貯蔵につながることや、製造・加工時に多くのエネルギーを必要とする資材に代わっての木材の利用は二酸化炭素の排出削減につながることに</u>ついて、普及・啓発に努める。」</p> <p>・ II 第6 2 「森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用についての国民の理解が不可欠である。 このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するほか、木とふれあい、木に学び、木と生きるを基本とする「木育」を進めるなど、森林環境教育を推進し、森林・林業に関する普及・啓発に努める。<u>これら森林環境教育の推進に当たっては、木材の利用は森林を育てることにつながり、地球温暖化対策に寄与することについても、理解の促進に努める。</u>」</p>
・ II 第6 1 ウ	「国立公園計画」を「公園計画」に修正すべき。	3	ご指摘のとおり修正します。

<p>・Ⅲ 別表 3</p>	<p>林道開設及び拡張の計画にあたっては支障が生じないよう道路管理者と協議してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>林道の開設、拡張における協議の実施については、事前に道路管理者に対して協議して進めます。</p>
<p>・Ⅲ 別表 3</p>	<p>鉱業権が設定されている地域に林道開設が予定されているので、鉱業権者との調整が必要。</p>	<p>1</p>	<p>鉱業権者との必要な調整は、管轄する森林管理署において行います。</p>

国有林の地域別の森林計画（案）の修正について

（渡島檜山森林計画区）

北海道森林管理局

渡島檜山国有林の地域別の森林計画（案）について、公告・縦覧に供した案から以下のとおり表記の適正化を行いました。

国有林の地域別の森林計画書（案）			
（渡島檜山森林計画区）			
修正理由	該当箇所	修正後	修正前
表記の適正化	Ⅱ 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 その他必要な事項	ウ 自生の <u>分布限界</u> 地域であることへの留意	ウ 自生の <u>末端</u> 地域であることへの留意